

【日弁連民暴委員会について】

- 1 日本の弁護士はすべて日本弁護士連合会に登録をしています。略して“日弁連”。

もし突然弁護士を名乗る人から連絡があった場合、一呼吸おいて落ち着いて、名前や登録番号をしっかりと聞き取って、日弁連のホームページで検索してみてくださいね。本物の弁護士かどうか分かりますので。

さて、話が逸れましたが、私は埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「埼玉民暴委員会」という。）の委員であると同時に、2014年より現在まで日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会（以下「日弁連民暴委員会」という。）の委員も務めさせていただいております。埼玉民暴委員会からは私1人が派遣されているので今日は少しだけ日弁連民暴委員会のご紹介をさせていただきます。

- 2 日弁連民暴委員会は、各弁護士会が行う民事介入暴力事案の被害者救済と防止に関する諸活動を援助または指導することを目的として設置されています。

委員会の日（年に10回）には、全国の各弁護士会から弁護士が霞ヶ関に向かうので、80名以上の民暴弁護士が集結することになります。

ただしご安心くださいませ。新型コロナ肺炎の拡大防止のため、こここのところ1年以上オンライン会議が行われています。

委員会は全員で集まる全体会議と、テーマを分けて会議をする部会の二部構成で、

- 1 部会：暴力団・組長責任研究および市民・住民支援に関する部会
- 2 部会：取引排除の法理研究および実践に関する部会
- 3 部会：不当要求に関する法理研究および対策に関する部会
- 4 部会：民暴対策制度研究に関する部会

と部会はこのように分かれており私は3部会に所属しています。

3部会の活動内容は多岐に渡りますので、全ての説明はここではできません。

そもそも、不当要求の問題も広く捉えていて、暴力団から一般人に対する要求に限定せず、カスタマー・ハラスメント問題や、モンスター・ペアレンツ問題等にまで至ります。

特にカスタマー・ハラスメントは、カスタマーと接することになる「現場」に配属されるのは女性が多いということもあり、実際に現場で働いている女性の多くがハラスメント被害を経験しているというデータがあります。同じ女性として、少しでも力になればと、不当要求対応について勉強する日々です。

以前3部会で飲み会をした時、突然不当要求対応の抜き打ちテスト（当然弁護士→弁護士ですよ！）をされたことがありましたが、普段から準備をして、反射神経を持つておくことが必要だなと心から思い知りました。



寄稿者

生井澤葵弁護士

不当要求対応についてレクチャーを希望される方がおられる場合、是非、暴迫センター主催の責任者講習の受講をお勧めいたします！

- 3 以上が私の日弁連民暴委員会での活動ですが、埼玉民暴委員会との関係では、全国の民暴事件や対策の情報を持ち帰り、共有することが使命だと思っています。色々考えた末、埼玉民暴委員会のメーリングリストに「nama's 日弁連ニュース」というタイトルで、可能な限り情報を転送するようにしています（私は小学生の時“鯨”があだ名だったことがあります、そっとそれにかけています）。

日弁連民暴委員は、委員会内での活動もありますが、同時に事務的な仕事はかなり多いです。ひっそりと働いていますよ！と今回ご紹介できて嬉しいです！

寄稿者

越谷市越ヶ谷 1-11-35 吾山ビルⅡ 4階

菅沼法律事務所 ☎048-969-3801

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

弁護士 生井澤 葵

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴迫センター通信No.156」から編集したものです。